

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

神奈川県市町村職員退職手当組合
組合長



神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例 第19条第1項 第19条第2項 の規定に基づき、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県市町村職員退職手当組合長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県市町村職員退職手当組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

